

# 丸亀市創業支援事業補助金について

## 丸亀市創業支援事業補助金とは？

丸亀市内での創業者に対し、創業後の販路開拓を目的とした広告宣伝費等を支援するものです。

## 交付対象者

事業を営んでいない個人が市内に事業拠点を設置し、新たに事業を開始する場合、又は、事業を営んでいない個人が市内に法人を設立し、新たに事業を開始する場合で、かつ、以下の①～⑥の全ての要件を満たす事業者。

- ①創業して1年未満であること
- ②納税義務のある市区町村税を滞納していないこと
- ③3年以上継続して営業する見込みがあり、週5日以上 of 営業を行うこと
- ④特定創業支援等事業(※1)による支援を受けたこと
- ⑤香川県信用保証協会の保証の対象となる業種であること
- ⑥丸亀市補助金等交付規則第4条第2項各号に規定されるものでないこと

※1 「特定創業支援等事業」とは・・・丸亀市創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業のことで、丸亀商工会議所と丸亀市飯綾商工会が実施する「ワンストップ創業相談窓口・個別相談事業」又は、丸亀市が開催する「創業塾」において1ヶ月以上にわたり4回以上「経営」「人材育成」「財務」「販路開拓」の4つの必要な知識を習得するもの

## 補助の対象となる経費

対象経費	補助金額
広告宣伝費(SNS広告や広告媒体での掲載、DM作成(※郵送代除く)など)	補助対象経費の2/3に相当する額(千円未満切捨) 上限額: 30万円
印刷製本費(パンフレット、カタログ、チラシ等の印刷)	

※消費税及び地方消費税相当額は補助対象外です

※既に実施されているものは補助対象外です

【裏面へ続く】

## 補助の対象とならない経費

- ・人件費、家賃及び光熱水費
- ・消耗品、備品、通信費及び通常の設備投資費用
- ・看板製作費
- ・通常の事業活動とみなされる経費
- ・その他公序良俗に反するなど、補助金の交付対象として不適切とみなされるもの

## 申請時に必要な書類

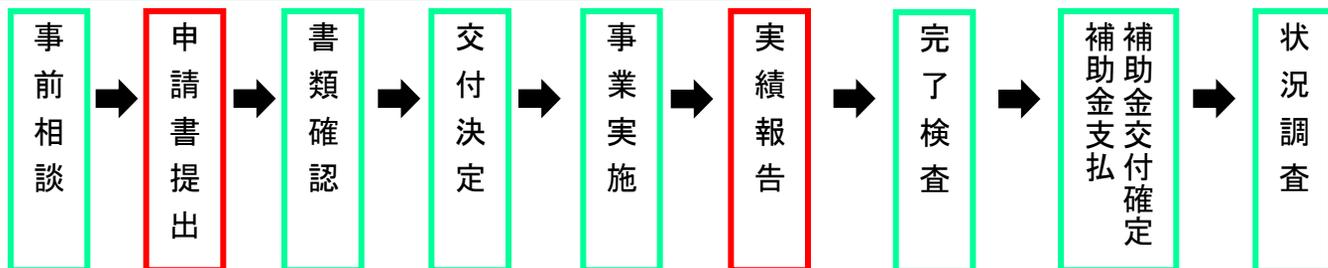
- ・交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)
- ・収支予算書(様式第3号)
- ・特定創業支援等事業による支援を受けたことについての証明書の写し
- ・開業届出書又は法人設立届出書の写し(受付印が押されているもの)
- ・事業の概要がわかる資料(見積書など)

様式第1～3号については丸亀市ホームページからダウンロードできます。

## 注意事項

- ・予算がなくなり次第受付を終了いたします。
- ・補助金の交付は、1事業者につき1回限りとなります。
- ・補助金等を活用された会社・個人に対し、市から委託を受けている商工会議所・商工会の調査員が調査やアンケート等にお伺いする場合がありますので、ご協力ください。

## 申請から補助金支払いまでの流れ



お問い合わせ先

丸亀市産業生活部産業観光課  
丸亀市大手町2丁目4-21 ☎(0877)24-8844 FAX(0877)25-2409  
sangyokanko-k@city.marugame.lg.jp